

個人番号の本人確認に必要な書類の組合せ一覧

1 本人が申告書等を提出する場合

<愛媛県>

	番号確認	身元(実存)確認
窓口・郵送※	① ◇個人番号カード(裏面)	① ◇個人番号カード(表面)
	② ◇通知カード	◎次の②③のうちいずれか1つ ② 次に掲げる書類
	③ ◇個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	◇運転免許証 ◇運転経歴証明書 ◇旅券 ◇身体障害者手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳 ◇療育手帳 ◇在留カード ◇特別永住者証明書 ③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) ◇税理士証票 ◇写真付き学生証 ◇写真付き身分証明書 ◇写真付き社員証 ◇写真付き資格証明書 ・船員手帳 ・海技免状 ・狩猟・空気銃所持許可証 ・宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証) ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運行管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証、認定合格証(警備員に関する検定の合格証)等) ◇戦傷病者手帳 ◇県から送付されるプレ印字申告書 ◇個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類 ◇手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書

※郵送の場合は、書類又はその写しを提出してください。

	番号確認	身元(実存)確認
窓口・郵送		<p>④ ①から③までが困難であると認められる場合</p> <p>ア 次に掲げる書類のうちいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇国民健康保険 ◇健康保険 ◇船員保険 ◇後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証 ◇健康保険日雇特例被保険者手帳 ◇国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証 ◇私立学校教職員共済制度の加入者証 ◇国民年金手帳 ◇児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 <p>イ 次に掲げる書類のうちいずれか2つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇学生証(写真なし) ◇身分証明書(写真なし) ◇社員証(写真なし) ◇資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等) ◇地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書 ◇印鑑登録証明書 ◇戸籍の付票の写し(謄本若しくは抄本も可) ◇住民票の写し ◇住民票記載事項証明書 ◇母子健康手帳 ◇特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書(以下「特別徴収税額通知書」という。)(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書)、退職所得の特別徴収票、納税通知書

2 本人の代理人が申告書等を提出する場合

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
窓 口 ・ 郵 送 ※	<p>① 法定代理人の場合は、戸籍謄本 その他その資格を証明する書類</p> <p>② 任意代理人の場合は、委任状</p>	<p>◎ 次の①②のうちいずれか1つ</p> <p>① 次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 個人番号カード ◇ 運転免許証 ◇ 運転経歴証明書 ◇ 旅券 ◇ 身体障害者手帳 ◇ 精神障害者保健福祉手帳 ◇ 療育手帳 ◇ 在留カード ◇ 特別永住者証明書 <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの(i 氏名、 ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 税理士証票 ◇ 写真付き学生証 ◇ 写真付き身分証明書 ◇ 写真付き社員証 ◇ 写真付き資格証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船員手帳 ・ 海技免状 ・ 狩猟・空気銃所持許可証 ・ 宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証) ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 特殊電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 運行管理者技能検定合格証明書 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 教習資格認定証 ・ 認定合格証(警備員に関する検定の合格証) 等 ◇ 戦傷病者手帳 	<p>次の①から③のうちいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人の個人番号カード又はその写し(両面) ② 本人の通知カード又はその写し ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し

※郵送の場合は、書類又はその写しを提出してください。

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
窓口・郵送		<p>②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類(i 商号 又は名称、 ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む) ・印鑑登録証明書 ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書 ・上記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>③ ①②が困難であると認められる場合、次のうちいずれか2つ</p> <p>ア 次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇国民健康保険 ◇健康保険 ◇船員保険 ◇後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証 ◇健康保険日雇特例被保険者手帳 ◇国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証 ◇私立学校教職員共済制度の加入者証 ◇国民年金手帳 ◇児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 <p>イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類(i 氏名、 ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇学生証(写真なし) ◇身分証明書(写真なし) ◇社員証(写真なし) ◇資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書 ◇印鑑登録証明書 ◇戸籍の付票の写し(謄本若しくは抄本も可) ◇住民票の写し ◇住民票記載事項証明書 ◇母子健康手帳 	

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
窓口・郵送		<ul style="list-style-type: none"> ◇特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) ◇退職所得の特別徴収票 ◇納税通知書 	
エレクトックス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日又は住所、並びに代理権を証明する情報の送信を受けること ・本人の利用者IDを入力した上での送信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けること ◇代理人のeLTAXで認めている電子証明書 	